

専決処分の承認について
(青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について)
(令和4年第2回青森市議会定例会提出予定案件)

1 専決処分について

- 「令和4年度税制改正大綱」を踏まえた「地方税法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月22日に成立し、同年3月31日に公布された。
- 今回の改正では、令和4年4月1日から施行する部分のうち、固定資産税の項目について「青森市市税条例の一部改正」が必要であったことから、令和4年3月31日専決処分により、「青森市市税条例の一部を改正する条例」を制定したものである。

2 専決処分による改正項目について

土地に係る固定資産税の負担調整措置（施行期日：令和4年4月1日）

負担調整措置・・・市町村間・土地間の評価額のばらつきを均衡化するため、地価公示価格の7割を評価額の目途（商業地等は6割）とし、なだらかに課税標準額を上昇させ、税負担の不均衡を是正していく措置。

- 景気改善に万全を期すため、負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）とする。